

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	34 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	36 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	16 件

神奈川県国民年金 事案 4006

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年6月から44年3月までの期間及び54年4月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年6月から44年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、国民年金制度ができた昭和36年から国民年金には加入したいと考えていたが、私が役員を務めていた業界団体が年金制度に反対しており、立場上、国民年金の加入を見送らざるを得なかった。

その後、業界団体の反対姿勢も柔軟になったことに加え、具体的な時期は思い出せないが、「政府が国民年金保険料を一括で支払うことを許可している。」と聞いたことをきっかけに区役所で国民年金の加入手続を行った。もともと私は老後の年金の重要性を認識していたので、「私と私の妻の保険料で、払える分はすべて納付したい。」旨を区役所の窓口で伝えたところ150万円程度必要だと説明された。当時、私は会社を経営し、業績も良好に推移していた。必要とされた金額を納付する資力はあったので、私が夫婦二人分の保険料を納付した。その額について正確には思い出せないが、150万円か、少なくとも百数十万円だったと思う。申立期間①の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

また、申立期間①の国民年金保険料をさかのぼって納付してまで老後の年金額を増やそうとしたのに、申立期間②の保険料を納付しないはずはなく、未納とされていることに納得がいかない。

なお、私の妻の国民年金保険料に未納とされている期間があることも納得がいかないが、そのことは妻自身が今後申立てを行う予定だ。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、時期は思い出せないが「政府が国民年

金保険料を一括で支払うことを許可している。」ことを知ったことをきっかけに国民年金に加入し、さかのぼって納付可能な夫婦の分の保険料をすべて納付したとしている。確かに、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和 53 年 3 月の時点では、申立人は 43 歳であり、60 歳まで保険料を欠かさず納付し続けても老齢年金の受給に必要な 25 年に 8 年不足し、過年度分として納付可能な 2 年を除いても最低 6 年の保険料を特例納付することが必要な状況にあった。事実、このような状況の下で、申立人は、現に当該期間前後の 36 年 4 月から 41 年 5 月までの期間及び 44 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の保険料を第 3 回特例納付により納付していることが確認でき、この期間は 11 年 2 か月に及んでいることから、申立人には、単に受給資格を得るだけではなく、未納期間を解消し年金額を増額したいという保険料の納付意欲があったことがうかがえる。

また、申立人は、「政府がまとめて払うことを許可している期間の国民年金保険料を夫婦二人分すべて納付したい。」旨を区役所で伝えたところ、必要な金額として 150 万円程度の金額を教えられたことを記憶していると述べている。この金額の記憶は、申立人が現に特例納付により納付している保険料額、及び申立期間①を特例単価で納付した場合に必要な保険料額に、申立人が納付したとするその妻の昭和 36 年 6 月から 50 年 3 月までの期間を特例単価で納付した場合に必要な保険料額を加えると、その合計は 133 万円程度となることから、夫婦の分を最大限特例納付する場合に必要な金額だったと考えても特段不自然ではない。

さらに、申立人は、「年金を増やしたい気持ちがあったから納付できる期間はすべて納付したいと考えた。納付しなくても妻には年金が出ることが分かっていたから妻の分は納付しなくてよいと思ったことはない。」と説明しており、申立人の妻からも、「主人から 100 万円を超える金額を納付したと聞いた時はとても驚いたが、同時に、『女の方が長生きをするのだからお前の分も納付しておいた。』と妻である自分の分も納付^{おぼ}してくれたと聞いて、自分に対する思いやりの気持ちを感じたことを憶えている。」との証言が得られた。これら夫婦の供述等から、申立人は特例納付によりその主張どおりの金額を納付したことを記憶していると考えても不合理ではない。

加えて、申立人が所持する確定申告書（控）から、申立人には特例納付を行ったと考えられる昭和 55 年当時、150 万円程度を一括で納付する資力はあったことがうかがわれる。

- 2 申立期間②について、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間の前後を通じて申立人の職業に変更はなく、生活状況に大きな変化がなかったものと認められることから、当該期間のみ保険料が未納

とされていることは不自然である。

また、申立人が所持する昭和 54 年及び 55 年の確定申告書（控）に記載された国民年金保険料額は、当時の保険料額と一致していることに加え、申立期間②は 12 か月と短期間である。

さらに、申立人が、特例納付で 100 万円を超える額の国民年金保険料を納付する一方で、申立期間②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4007

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月から同年6月まで

昭和61年7月ごろ、私は、勤務先を退職したため、区役所で国民年金の加入手続を行った。同年10月に結婚した際には第3号被保険者へ、63年11月に離婚した際には第1号被保険者へと、それぞれ種別変更手続を行った。

再婚した平成2年7月ごろ、私が転居先の区役所で、同年4月にさかのぼって厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った上で、第3号被保険者の手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書でまとめて金融機関で納付した。勤務先を退職した際には必ず第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を行い、未納のないように保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成2年7月ごろ、区役所で同年4月にさかのぼって厚生年金保険から国民年金第1号被保険者への切替手続を行った上で、結婚に伴う姓や住所変更及び国民年金の第3号被保険者への種別変更手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付書でまとめて金融機関で納付したとする申立人の主張については、申立人が所持する年金手帳の記載から、結婚に伴う姓や住所の変更手続が同年7月に行われたことが確認できるほか、併せて同年4月にさかのぼって第2号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続が行われた上で、第3号被保険者とされたことも推認できることから、不自然さは見当たらない。

また、申立人は一連の手続を行った平成2年7月の時点において、申立期間の国民年金保険料を区役所で現年度納付することが可能であり、申立人が国民年金の種別変更手続及び結婚に伴う姓や住所変更等の一連の手続を行いながら、申立期間の保険料を未納のままにしておいたとは考え難い。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立期間以外に未納は無いことに加え、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の種別変更手続も適切に行っていることから、国民年金保険料の納付意識が高いことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4008

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、従妹に勧められて昭和 51 年 10 月ごろ、市役所で国民年金の任意加入手続を行った。

国民年金保険料については、その後、口座振替により納付しており、昭和 52 年 7 月からの口座振替通知書を所持している。58 年 3 月に転居したが、口座振替をしていた銀行口座は転居後も当分の間は解約をしなかったため、申立期間の保険料については、転居前の市で口座振替により納付しているはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を口座振替により転居前の市で納付していたとする申立人の主張については、申立人は昭和 57 年 12 月までの口座振替通知書を所持しており、転居前の市で口座振替により保険料を納付していたことが確認できることから、不自然な点は見当たらない。

また、申立人が居住していた市では、申立期間の国民年金保険料の口座振替日は、昭和 58 年 3 月 31 日であり、口座振替のための金融機関への通知は最低 2 週間前には連絡をする必要があり、昭和 58 年 3 月 30 日に転出している申立人について、口座が解約されていない又は残高不足でない限り口座振替された可能性があるとしていることを踏まえると、申立人は、転居前の市で申立期間の保険料を口座振替で納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立期間は 1 回、かつ 3 か月と短期間である上、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間の保険料のみ未納とされていることは不自然である。

加えて、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4009

第1 委員会の結論

申立人の平成3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月

私は、平成3年3月に会社を退職し、同年4月に別の会社に再就職したことに伴う諸手続を行うために市役所に行ったところ、窓口の職員から申立期間が国民年金の未加入期間となっているため加入手続を行うように勧められたため、しばらくしてから加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続後に間違いなく納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月に再就職した後、しばらくしてから市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は同年8月に払い出されていることが確認できることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間は1か月と短期間であり、オンライン記録によると平成3年8月に納付書が発行されていることが確認できることから、再就職して既に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、申立期間の国民年金の加入手続を行った申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から9年2月まで

私が20歳になった平成7年*月ごろ、父親が、市役所の支所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料の免除の申請手続きも行ってくれた。その後、私が大学を卒業するまでの間は、父親が、毎年保険料の免除の申請手続きを行ってくれているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成7年*月ごろ、その父親が、市役所の支所で申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の免除の申請手続きを行い、その後、申立人が大学を卒業するまでの間は、毎年保険料の免除の申請手続きを行ってくれているはずであると主張しているところ、申立期間を除き、申立人が20歳に到達した同年*月から大学を卒業する10年3月までの保険料は免除されている。

また、申立人は、その弟も20歳から大学を卒業するまでの国民年金保険料は、その父親が、免除の申請手続きを行ったとしているところ、当該期間の保険料は免除されていることから、その父親が、申立期間の保険料の免除の申請手続きを行ったと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人の父親は、申立人及びその弟の国民年金保険料の免除の申請手続きは、自分が毎年市役所の支所で行った旨証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4011

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月及び平成元年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月
② 平成元年 5 月

私は、昭和 63 年 6 月に勤務先を退職した後、同年 7 月に市役所で国民年金の加入手続を行った。平成元年 4 月に退職した時も、同様に加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、同市役所で加入手続をした際にそれぞれ現金で納付した。申立期間①及び②が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職した都度、市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、窓口で申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、申立期間後において、厚生年金保険から国民年金への切替手続を数回にわたり適切に行っていること、及び申立期間は強制加入期間であり保険料を納付することが可能であったことが確認できることから、申立内容に特段不自然な点は認められない。

また、オンライン記録では、申立期間①及び②については、国民年金の未加入期間とされている一方、申立人が所持する年金手帳及び申立人が当時居住していた市が保管する国民年金通算記録では、第 1 号被保険者期間であることが確認できることから、当時、行政の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に納付した場合の金額とおおむね一致している。

加えて、申立期間①及び②はそれぞれ 1 か月と短期間である上、申立人は、

申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4012

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月から53年3月まで

私は、納付した時期や、納付した国民年金保険料が私及び元妻の二人分かどうかは分からないが、元妻が、納付していなかった期間の保険料をまとめて納付したはずである。私は、元妻から、納付していなかった期間の保険料を納付したと聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の特殊台帳から、申立期間より前の昭和38年3月から39年2月までの12か月分の国民年金保険料が、第3回特例納付により納付されることが確認できるが、当該期間は、厚生年金保険被保険者期間であることから、重複納付された同期間の保険料は、平成21年8月に還付されている。

しかしながら、申立人の特殊台帳では、昭和55年6月に、第3回特例納付において、38年3月から39年2月までの12か月分の国民年金保険料が納付された記録となっているものの、同期間は、厚生年金保険被保険者期間であり、特例納付の対象期間でなかったことを踏まえると、当時、特例納付の対象期間であった申立期間のうち40年7月から41年6月までの12か月分の保険料が納付されたものと考えるのが相当である。

2 一方、申立期間のうち、昭和41年7月から53年3月までの期間については、申立人は、その元妻が、納付していなかった期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料

の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料の納付を行ったとするその元妻は、既に亡くなっていることから、当該期間の保険料の納付状況は不明である。

また、申立人及びその元妻の国民年金手帳記号番号は、連番で払い出されており、その前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日から、申立人及びその元妻の国民年金の加入手続は、昭和 55 年 1 月から同年 6 月ごろまでの間に行われたものと推認でき、その時点では、申立人の 38 年 3 月から 53 年 3 月までの期間及びその元妻の 36 年 4 月から 53 年 3 月までの期間は、第 3 回特例納付により国民年金保険料を納付することが可能な期間であるところ、申立人及びその元妻の特殊台帳から、申立人の 38 年 3 月から 39 年 2 月までの期間及びその元妻の 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の保険料は、実際に第 3 回特例納付により納付されていることが確認できるが、申立人が主張するその元妻が納付したとする金額は、実際に特例納付により納付されている期間の保険料額や、申立期間のうち 41 年 7 月から 50 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付により納付した場合の保険料額と大きく相違している上、第 3 回特例納付により納付可能であった申立人及びその元妻のすべての期間の保険料を特例納付した場合の保険料額とも相違している。

さらに、申立期間のうち、昭和 41 年 7 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月から 41 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4013

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月

私は、夫が勤務先の会社を退職した直後の昭和51年1月ごろ、区役所の支所で、夫婦二人分について、国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続を行った。その後、私は、自宅へ集金に来ていた国民年金協力員に国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、自宅に来ていた国民年金協力員に申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の保険料の納付状況について、具体的かつ鮮明に記憶している上、申立人が述べる保険料額は、申立期間当時の保険料額と一致していることから、申立内容に特段不合理な点はみられない。

また、申立人は、国民年金に加入後、その夫が厚生年金保険に再加入したため、申立人が国民年金の被保険者資格を昭和51年6月に喪失するまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、加入当初のわずか1か月の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4014

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月及び58年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月及び58年1月

私は、昭和58年2月ごろ、区役所から申立期間の国民年金保険料が未納であるとの連絡があったので、私が区役所へ行き、申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、口座振替により保険料を納付している期間もあることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、昭和57年10月、同年11月及び申立期間の国民年金の被保険者資格の追加は、59年9月に、さかのぼって行われ、57年10月及び同年11月の国民年金保険料の納付記録も59年9月に追加されていることが、オンライン記録により確認でき、その時点では、申立期間は過年度納付により保険料を納付することが可能な期間であることから、保険料の納付意欲が高かったと認められる申立人が、2か月と短期間である申立期間の保険料を納付したと考へても特段不合理な点は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4015

第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月及び同年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月及び同年4月

私は、平成12年3月に会社を退職した際、会社の年金事務担当職員から国民年金を受給するには25年間保険料を納付する必要があるとの説明を受けたことから、将来のことを考えて、同年同月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、加入手続時に区役所の窓口で納付したか、又は送付されてきた納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年3月に会社を退職した際、会社の事務担当職員から国民年金についての説明を受けたため、将来のことを考えて国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人が勤務していた会社では、当時、退職者に対して国民年金制度や国民年金の加入手続についての説明を行っていたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入動機は明確であり、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間については国民年金の未加入期間とされているところ、申立人が所持する年金手帳では当該期間は加入手続が行われていて第1号被保険者期間であることが確認できることから、当時、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付済みであることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4016

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月及び同年5月

私が20歳になったところに、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。その後、昭和38年2月に結婚してからは、私が夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に未納期間がないように納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人に納付していたと主張しているところ、申立人が居住していた市では、当時、集金人制度が存在していたことが確認できる上、その夫は、「妻（申立人）が、夫婦二人分の保険料を未納がないように集金人に納付していた。」と証言していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、前納制度を利用するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年11月から56年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年11月から56年1月まで

私は、昭和54年ごろ、父親に勧められたことをきっかけに、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、市役所の出張車が自宅の近くにある団地に定期的に来ていたので、その出張車が来る時に納付していた。申立期間後は、夫の仕事の都合により私も海外転出することになり、国民年金の資格喪失手続を行ったことも記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を市役所で行い、国民年金保険料の納付については市役所の出張車で納付していたと主張しているところ、申立期間当時、申立人が居住していた市では、市役所の窓口業務を行うための車が市内各地を定期的に回っており、その車で国民年金の加入手続及び保険料収納業務を行っていたことが確認できる上、申立期間について国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する申立人の記憶は鮮明であることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、「当時、妻から国民年金に加入したいという相談を受け、話し合った結果、加入を了承した。その後、海外転出することが決まり、結果的に短期間で国民年金の加入をやめることになってしまったと妻から報告されたことを記憶している。帰国後の加入については、海外転出前に一度国民年金に任意加入していたので再度任意加入することも了承した。」旨証言している。

さらに、申立人は申立期間後も、帰国してから昭和61年4月に第3号被保

険者に種別変更するまでの間、国民年金に任意加入していることから、国民年金保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間は1回、かつ15か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4018

第1 委員会の結論

申立人の平成11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年3月

私は、平成6年11月に市役所で国民年金の加入手続きを行い、転居前は毎月、国民年金保険料を口座振替で納付した。申立期間の保険料は年金手帳に記載されているとおり、11年3月30日に住所変更をした際、転居後の市役所で納付書に現金を添えて納付しているはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

平成11年3月30日に転居後の市役所で住所変更手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を同市窓口で納付したとする申立人の主張については、申立人は、転居前の市では、口座振替により保険料を同年2月まで納付した上で、同年3月29日付けで転出していること、及び転入後に住所変更手続きを行った市役所では、現年度保険料の窓口納付が可能であったことが確認できることから、不自然さは見当たらない。

また、申立期間は1回、かつ1か月と短期間である上、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っており、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年9月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年9月から2年3月まで

私は、平成元年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行ったが、経済的事情により同年10月に免除の申請の手続を行った。その後、2年6月に再就職後、夫に勧められて、免除になっていた申立期間の国民年金保険料を、同年5月の保険料と一緒にまとめて郵便局で納付したにもかかわらず、申立期間が免除期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成2年6月に再就職後、同年5月の保険料と一緒にまとめて納付したと主張しているところ、オンライン記録では、同年同月の保険料は同年9月に納付されていることが確認でき、その時点では申立期間の保険料を追納することは可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間について実際に追納した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の夫は、「妻（申立人）に免除期間があることを知っていたので、私が追納を勧め、その後、妻から免除されていた期間の国民年金保険料をすべて納付したと聞いた。」旨証言している。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び第3号被保険者への種別変更手続を適切に行っていることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められるとともに、申立期間は1回、かつ7か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4020

第1 委員会の結論

申立人の平成7年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月
私の妻は、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、平成8年12月に夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で納付した。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、その妻が、平成8年12月に夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で納付したと主張しているところ、申立期間の保険料の納付書が同年4月に作成されていることがオンライン記録から確認できるとともに、申立人の妻の当該期間の保険料の納付書も同年同月に発行され、当該期間の妻の保険料が同年12月に郵便局において収納されていることが、その妻が所持する領収証書から確認できることから、その妻が、自分の保険料のみ納付し、1か月と短期間である申立人の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立人の妻は、「時期は不明だが、夫婦二人分の申立期間の国民年金保険料の納付書が送られてきたので、私が、平成8年12月に夫婦二人分の保険料を一緒に郵便局で納付した。」と証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4021

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から44年3月まで

私は、結婚してしばらくしたころ、将来のことを考えて区役所かその支所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、金額は憶^{おぼ}えていないが、自宅に来た集金人に又は納付書により金融機関で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月に国民年金に任意加入し、国民年金保険料を継続して納付していることから、任意加入期間の途中である申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、オンライン記録は、申立期間に近接する昭和47年4月から同年6月までの期間については、当初、国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が居住していた市が保管する収納リストにより、平成21年12月17日に未納から納付済みに訂正されていることから、当時の行政機関の記録管理が適切に行われていなかった可能性がある。

さらに、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間前後の加入期間は国民年金保険料が納付済みとなっており、申立期間の前後を通じて、申立人及びその夫の住所や仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 4022

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 50 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 2 月に会社を退職したとき、その会社の担当者から国民年金の制度について教えてもらったので、しばらくしてから区役所の国民年金担当窓口へ赴き、加入手続を行った。

国民年金保険料については、発行してもらった納付書により、自宅付近の金融機関でさかのぼってまとめて納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 2 月に会社を退職した後に区役所で国民年金の加入手続を行い、金融機関で納付書により申立期間の国民年金保険料をさかのぼってまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号の任意加入者の被保険者資格取得日からみて、申立人は 50 年 4 月から同年 7 月の間に加入手続をしていると推認され、申立期間の保険料を過年度納付することは可能である上、申立期間の保険料については、現年度納付されている申立期間直後の同年 4 月以降の保険料額より大半が安価であることが確認できることから、申立期間の保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人と同居していたその母親の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されていることが確認でき、その母親は、加入手続の際、申立期間以前の国民年金保険料を過年度納付又は特例納付によって納付していることから、申立人についても、加入手続の際に申立期間の保険料を過年度納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間に未納はなく、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を適切に行っているなど、国民年金保険料の納付意欲は高かったと認められる上、申立期間は1回、かつ14か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

私は、勤務先の会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、それ以降は第3号被保険者になるまで、ずっと国民年金保険料を納付していた。申立期間の前後も保険料が納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に任意加入し、申立期間を除き、任意加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しているなど、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及びその夫の仕事に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないため、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立期間は1回、かつ3か月と短期間であり、申立期間の前後を通じて、申立人の夫の標準報酬月額は上位で推移しており、申立期間の国民年金保険料を納付するだけの資力はあったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4024

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、事業主の勧めにより国民年金の加入手続を区役所で行った。申立期間の国民年金保険料については、勤務先に集金人が来てくれたので、現金で納付し、薄青い通帳のようなものに印紙^はを貼って割り印を押してもらったと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を勤務先に訪れる集金人へ納付し、当該集金人が薄青色の通帳のようなものに印紙^はを貼って割り印を押したとする申立人の主張については、申立期間当時発行されていた国民年金手帳の色は薄い青色であったこと、及び集金人制度が存在し、保険料の納付方法は印紙検認方式であったことが確認でき、申立内容に不自然さは見当たらない。

また、申立期間は 1 回、かつ 12 か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の住所及び職業に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないことから、途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 4025

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月まで

私が会社を辞めた直後の昭和 49 年 6 月ごろ、私の父親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。ほかの期間の保険料はすべて納付済みとなっているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入中の国民年金保険料をすべて納付しており、納付済みとなっている期間の過半は、保険料を前納するなど、保険料の納付意識は高かったものと思われる。

また、申立人は、申立期間の前後の期間の国民年金保険料を納付しており、その前後を通じて申立人の住所及び申立人の保険料を納付していたとするその父親の仕事に変更はなく、収入は安定し、生活状況に変化は見られないことから、9 か月と短期間である途中の申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年12月8日から20年4月1日までの期間について、A社（現在は、B社）の事業主は、申立人が19年12月8日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の船員保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月から20年4月1日まで

昭和19年6月に船員としてA社に入社した。入社後直ちに訓練を受け、同年12月に船舶Dをほかの乗員とC市に引き取りに行き、乗船し出港したので、同年6月から船員保険に加入していると思っていたが、年金記録を確認したら、同年6月から20年4月1日までの期間の記録が欠落していた。申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和19年12月から20年4月1日までの期間について、申立人の具体的な記憶から、申立人が船舶D（船舶所有者は、A社）に乗船していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の同社における船員保険被保険者資格取得日は20年4月1日となっている。

一方、A社に係る船員保険被保険者名簿においては、申立人の被保険者資格取得日は記載されておらず、備考欄に昭和20年4月1日と記載されていることが確認できる。

また、申立人に係る船員保険被保険者台帳には、資格取得日の記載が無く、変更日欄に昭和20年4月1日と記載されている。

さらに、当該被保険者名簿において、資格取得日の記載が無く、備考欄

に昭和 20 年 4 月 1 日と記載されている複数の者に係る船員保険被保険者台帳を確認したところ、その変更日欄に「20 年 4 月 1 日」と記載されているが、資格取得日は、同日より前の日付が記載されており、このうちの申立人が同時に乗船したとする 2 名の資格取得日は 19 年 12 月 8 日となっている。

加えて、事務センターに照会したところ、「備考欄に記載されている日付が申立人の資格取得日となっている理由は不明であるが、通常、備考欄には資格取得日は記載されない。」との回答があり、これらのことから、申立人が昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人が昭和 19 年 12 月 8 日に船員保険被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月から同年 12 月 8 日までの期間については、申立人は、乗船前の陸上での訓練期間であると供述していることから、予備船員であったと考えられるところ、当該期間は、予備船員が船員保険の被保険者とされる制度創設（昭和 20 年 4 月 1 日）前の期間である。

また、B 社は、当時の資料は保存していないと回答している上、同僚は連絡先が不明であり、このほかに、申立人の当該期間における船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、当該期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年1月13日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、当該期間に係る資格喪失日（昭和43年1月13日）及び資格取得日（同年5月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を、3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年9月11日から43年1月13日まで
② 昭和43年1月13日から同年5月1日まで
③ 昭和43年5月1日から45年4月26日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、A事業所に勤務していた期間のうち、昭和43年1月13日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が無いと回答があった。同事業所には42年9月11日から45年4月26日まで継続して勤務していたので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。また、申立期間①及び③については、記録されている標準報酬月額よりも当時の報酬額は高額であったので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、A事業所において昭和42年9月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、43年1月13日に同資格を喪失後、同年5月1日に同事業所において再度同資格を取得しており、当該期間の被保険者記録が無い。

しかし、元同僚は「申立人が一度退職し、再び入社した記憶は無い。」と回答している上、申立期間②当時の経理及び社会保険事務の担当者は、「私が在職していた時に一度退社し、再度入社した従業員はいなかったと思う。」と述べている。

また、A事業所の元同僚は、「当時、従業員数は女性を含め 17 名ぐらいであった。事業所は当初から社会保険の適用事業所であり、従業員全員が厚生年金保険に加入していたはずである。」と証言しているところ、申立期間②当時、同事業所の被保険者は 16 名であり、当該期間において、申立人と同様の空白期間がある者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA事業所における昭和 42 年 12 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所の事業主は既に死亡しており、同事業所の事業を承継したB事業所は「業務のみ引き継いでおり、申立期間②当時の資料は保管していない。」と回答していることから確認することができないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人の昭和 43 年 1 月から同年 4 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①及び③について、申立人は、「A事業所に勤務していた期間の標準報酬月額が、オンラインの記録によると 3 万円となっているが、当時の報酬月額はそれほど低額ではなかった。」と供述しているが、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、訂正等の形跡も無く、不適正な処理が行われたとする事情はうかがえない。

また、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、同僚の標準報酬月額と同程度である。

さらに、B事業所は「業務のみを引き継いだため、申立期間①及び③当時の資料は保管していない。」と回答しており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無いことから、当該期間の標準報酬月額を確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①及び③について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を昭和45年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月31日から45年1月1日まで

私は、昭和43年4月1日にB社に入社してから、45年10月30日に退職するまで、同社に継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）から申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、当時は転勤先の子会社A社からB社へ戻る時期であり、給与から継続して厚生年金保険料を控除されていたと思うので、申立期間について被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する退職者台帳及び複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年1月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年11月の社会保険事務所の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が厚生年金保険被保険者の資格喪失日を昭和45年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを44年12月31日と誤って記録するとは考え難いこ

とから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年4月21日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月21日から同年5月1日まで
② 昭和45年7月21日から同年8月1日まで

私は、昭和43年10月1日から45年7月31日までB社に勤務していた。厚生年金保険の記録では、A社に出向していた同年4月21日から同年5月1日までの期間及びB社に勤務していた同年7月21日から同年8月1日までの期間が被保険者期間となっていないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持する給与明細書及び給与支給証明書により、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和45年5月1日にA社からB社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び申立人のA社における昭和45年3月の社会保険事務所（当時）の記録から3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は昭和45年7月31日までB社に勤務していたと述べている。

しかし、複数の同僚に聴取したものの、申立人の勤務期間を記憶する者はおらず、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、C健康保険組合の加入記録及び申立人に係るB社が保管する被保険者名簿に記載されている申立人の退職日は、昭和45年7月17日となっている。

さらに、事業主は、「保管している被保険者名簿どおりであり、申立人の申立期間②においては、保険料の控除は行っていない。」と回答している。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA会における申立期間に係る船員保険被保険者の資格取得日は昭和20年9月26日であると認められることから、船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を同年9月26日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は100円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 9 月 26 日から 21 年 4 月 1 日まで

船員保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、被保険者記録は昭和21年4月1日からであり、それ以前のA会に船員として所属していた申立期間の記録は無いとの回答だった。申立期間については、B校を20年9月25日に卒業した翌日にA会に採用され、8か月間自宅待機した後の21年6月8日に初乗船した。20年4月1日の船員保険法改正により、予備船員制度が創設されたことから、申立期間においても被保険者となるはずなので、A会の船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人と同様にB校を繰り上げ卒業後に、A会に採用された複数の同僚の証言、申立人が同会勤務時に記載したと思われる履歴書及び同校同期生の会員名簿により、申立人が申立期間において同会に勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、申立人の同会における資格取得日は昭和21年4月1日となっている。

一方、A会（改組後はC管理委員会）に係る船員保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日欄に昭和24年11月1日、職務欄に20年9月26日と記載されており、オンライン記録における資格取得日と一致しない上、21年4月1日という日付の記載は無い。

また、当該被保険者名簿には、申立人と同様に資格取得日欄に昭和24

年 11 月 1 日、職務欄に 20 年 9 月 26 日と記載されている被保険者が多数確認でき、このうち申立人を含む B 校同期生 10 名及び同年齢の 15 名計 25 名を対象として、オンライン記録における船員保険被保険者の資格取得日を調査したところ、20 年 4 月 1 日が 13 名、同年 9 月 26 日が 7 名、21 年 4 月 1 日が 5 名となっており、当該被保険者名簿の資格取得日とオンライン記録が一致していないことが確認できるが、このことについて、事務センターでは、オンライン記録と一致していないことの原因は不明としている。

さらに、申立人と同じく職務欄に「20 年 9 月 26 日」と記載されていた複数の同僚によると、「繰り上げ卒業後、自宅待機又は A 会での事務補助に就くなど、乗船するまでの間は待機期間があり、当該期間には月給 90 円が支払われていた。保険料の控除もあったと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 会における被保険者記録が適正に管理されていたものとは考え難く、申立人の同会における船員保険被保険者の資格取得日は、申立人が同会に入社した昭和 20 年 9 月 26 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立人と同様に B 校卒業後、A 会に採用された同僚の申立期間に係る社会保険事務所の記録から、100 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年8月4日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年8月4日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、60円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和21年8月4日から同年9月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月1日と訂正し、当該期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主が当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和21年4月1日から同年9月1日まで
② 昭和22年6月1日から同年8月1日まで

私は、昭和17年10月にA社に入社したが、すぐに召集され、21年8月にC県D港を經由して復員した。1週間ほど後に会社に出向き復職を希望したが、同年8月31日付けで解職するとの通知が届いた。社会保険庁（当時）の記録では、同年4月1日から同年9月1日までの期間の被保険者記録が無いが、解職されたのは同年8月31日なので当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、昭和21年11月4日にE社(F事務所)に入社し、22年8月1日まで勤務していたのに、同社G工場に異動になった同年6月1日から同年8月1日までの厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。納得できないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の所持するA社発行の採用及び解職辞令から、申立人が当該期間に同社に在籍していたことが認められる。

また、厚生労働省社会・援護局保管の資料により、申立人が昭和17年10月1日にH隊に入隊し、21年8月4日に除隊したことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人は、昭和21年4月1日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失している。

しかしながら、当該喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に厚生年金保険被保険者としての資格を喪失したとは考え難い上、当時、旧厚生年金保険法第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として参入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に厚生年金保険被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第75条の規定により、時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の基礎となる被保険者とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年8月4日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当であり、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、申立人の除隊日である同年8月4日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、60円とすることが妥当である。

申立期間①のうち、昭和21年8月4日から同年9月1日までの期間について、上記のとおり、申立人の所持するA社における解職辞令から、申立人が当該期間に同社に在籍していたことが認められる。

また、B社は、「解職辞令を見る限り、申立人に対して、当該期間の給与を支払い、厚生年金保険料を控除していたものと考えられる。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和21年3月の社会保険事務所の記録から、60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得な

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、E社G工場が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和23年4月1日であり、当該期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人は、E社での同僚の名前を記憶しておらず、当時の給与担当者に照会を行ったものの、「当時のことは、不明である。」との回答であった。

さらに、申立人は、日付の無いE社の給料明細書を所持しているが、当該明細書には手当180円とのみ記載されており、厚生年金保険料は控除されていない。

加えて、E社は、既に解散しており、事業主も連絡先が不明である。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和39年6月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月28日から同年7月1日まで

私は、昭和39年4月1日にA社に入社し、同年6月28日に同社D支社に転勤していた。その後も転勤はあったが継続して平成9年3月30日まで勤務した。しかし、昭和39年6月28日から同年7月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、C社から提供された在籍証明書及び人事記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年6月28日に同社本社から同社D支社（厚生年金保険の適用事業所はB事業所）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業部における昭和39年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「当社の事務処理誤りであり、納付はしていないものと思われる。」と回答していることから、事業主が昭和39年

7月1日を厚生年金保険被保険者資格の取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和26年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年3月1日から同年7月1日まで

私は、昭和24年4月から27年6月まで、B所にC職として勤務していたが、26年3月1日から同年7月1日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。当該期間に1日も休職、離職、転職、退職等をしたことは無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D防衛局から提出された連合国軍関係常備使用人登録票には、申立人について、昭和26年6月30日解雇と記載されている。

また、E事務センターが保管している被保険者カードには、申立人について、昭和26年7月1日資格喪失と記載されている。

さらに、申立人は、申立期間においても、それ以前の期間と同様にC職をしていたとしているところ、同僚は、「申立人は、少なくとも私が辞めた昭和26年4月11日までC職をしていた。」と供述している上、上記の連合国軍関係常備使用人登録票において、26年3月1日の前後に申立人の勤務形態、業務内容等に変更があったとする記載は無い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A事務所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所における昭和26年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C事業場における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年8月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月25日から同年9月4日まで

私は、A社に入社して以来、転勤はあったが、途中で他社に勤務したことは無く、申立期間においても同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された在籍証明書、辞令及び異動者名簿並びにB健康保険組合から提出された健康保険被保険者資格取得証明書から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和47年8月25日に同社本社から同社C事業場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C事業場における昭和47年9月の社会保険事務所（当時）の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主による申立人に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書により、申立人の同社C事業場に係る資格取得日を昭和47年9月4日と届け出たことが確認でき、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から31年3月1日まで
② 昭和32年3月1日から33年3月1日まで
③ 昭和33年3月1日から35年1月27日まで

私の厚生年金保険の被保険者記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、B社に勤務していた期間と、A社に勤務していた期間の一部について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。しかし、脱退手当金の手続を行った覚えは無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、C社の被保険者期間及びA社に係る被保険者期間のうち申立期間より後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、A社に係る未請求期間については支給日直前の被保険者期間であることから当該期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者記録は同一番号で管理されているながら、請求期間と未請求期間があることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和21年4月1日に、同社D支社における資格取得日に係る記録を22年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を21年4月から同年7月までは90円、22年12月は600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年8月1日まで
② 昭和22年12月1日から23年1月31日まで

私は、昭和16年4月1日にA社に入社し、一時期軍隊に入隊していた期間はあるものの、59年3月に定年退職するまで継続して勤務していた。しかし、同社C支社に転勤となった際の21年4月1日から同年8月1日までの期間及び同社D支社に転勤となった際の22年12月1日から23年1月31日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、その期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された人事原簿、申立人が所持している永年勤続表彰状及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和21年4月1日に同社E支社から同社C支社に異動、申立期間②は、22年12月1日に同社C支社から同社D支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、申立期間①については、申立人のA社C支社における昭和21年8月の社会保険事務所（当時）記録から90円と

し、申立期間②については、申立人の同社D支社における 23 年 1 月の社会保険事務所の記録から 600 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、C社）B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和49年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年2月16日から同年4月1日まで

私は、昭和46年4月1日から平成12年3月31日まで継続してA社に勤務していたが、昭和49年2月16日から同年4月1日までの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びC社から提出された従業員台帳から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和49年4月1日にA社B工場から同社D研究所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和49年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
ねんきん定期便で私の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社で勤務している期間のうち、平成 14 年 3 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額及び保険料納付額について、私が所持している給与明細書に記載されている厚生年金保険料と相違している。ねんきん定期便に記載された標準報酬月額は 50 万円となっているが、給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は 59 万円となるはずである。調査をして標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により 50 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の届出を行ったことを認めており、事業主が 50 万円を報酬月額として社会保険事務所（当時）に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年9月1日から12年2月29日まで
申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が30万円から20万円に訂正されているが、給与は30万円であった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である平成12年2月29日の後の同年3月17日に、20万円に引き下げられていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本から、申立人が同社の取締役であったことが確認できるが、事業主及び複数の同僚が「申立人は一般従業員と同じ作業をしていた。」、「申立人は訂正処理に関与していなかった。」と証言していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た30万円と訂正することが必要であると認められる。

神奈川国民年金 事案 4026

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月
② 平成13年9月

申立期間①及び②の国民年金保険料については、私の元妻が納付したはずである。申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料については、その元妻が納付したはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関係しておらず、申立期間①及び②の保険料を納付したとするその元妻から直接話を聞くことができないため、申立期間①及び②の保険料の納付状況が不明である上、その元妻の当該期間の保険料も未納とされている。

また、申立期間①及び②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立期間①及び②の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4027

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 8 月まで

私達夫婦は、昭和 39 年 1 月に飲食店を開業してしばらくしたころ、将来のことを考えて、同店に来た国民年金の集金人に依頼して夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私達夫婦が、その集金人に二人分を一緒に納付して領収書を受け取ったことを憶えている。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていること、及び未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 39 年 1 月に飲食店を開業してしばらくしたころ、同店に来た国民年金の集金人に依頼して夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、夫婦で同集金人に申立期間の国民年金保険料を納付して領収書を受け取ったと主張しているが、その夫婦は、加入手続の時期等について記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況が不明である上、申立人が居住していた地域では、47 年 4 月に保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に変更され、領収書の発行が開始されていることが確認できることから、申立期間当初から領収書を受け取っていたとする申立人の主張と一致しないなど、保険料の納付状況についても不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 43 年 2 月ごろに払い出されており、申立人は、42 年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金に加入していることが確認でき、その時点では、申立期間のうち 39 年 1 月から 42 年 3 月までの期間は未加入期間であるため国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間を通じて同一地域に居住していた申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は同一市内に居住しており、同一の行政機関が 100 か月以上の長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月及び平成6年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月
② 平成6年4月から同年6月まで

私は、申立期間①について、昭和39年8月にそれまで勤めていた会社を退職して、同年10月、別の会社にすぐに就職したため、その間、国民年金に加入して国民年金保険料を納付したのかははっきりと憶^{おぼ}えていないので調べてほしい。

また、申立期間②について、いつごろであるかはっきりしないが、申立期間当時居住していた住所地の市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を銀行で納付書に現金を添えて納付していたと思う。

私は、国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続きについてははっきり憶^{おぼ}えていないと述べており、当時の国民年金の加入状況が不明である。オンライン記録においても、平成8年7月に資格記録の追加処理が行われて当該期間が未納とされたことが確認できることから、それより前は当該期間は未加入期間であり、申立人が国民年金保険料を納付できなかったと考えられることに加え、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険の資格喪失後、申立期間②当時居住していた住所地の市役所で行ったとする国民年金の加入手続きの時期、方法及び年金手帳の受取等に関する記憶が曖昧^{あいまい}であり、当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前の番号の任意加入者の資格取得日から、申立人の加入手続時期は、平成8年4月以降であると推認され、申立人自身は、7年4月に現在の住所地に転居していることから、申立人が述べているように、申立期間②当時居住していた住所地の市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、時期や手続の方法を憶えていないが、申立期間^{おぼ}同時に居住していた区で国民年金に加入していたと思う。国民年金保険料は、自宅に来た集金人に現金で納付していた。

また、いつごろ聞いたのかは憶えていないが、昭和 35 年 11 月ごろ、上記の手続とは別に、申立期間^{おぼ}当時、別の区に居住していた母親が、私の国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いた。

申立期間について、国民年金に二重加入し、国民年金保険料を二重に納付したことに加え、15 年ほど前に、社会保険事務所(当時)から私にその旨の手紙も送付されてきており、超過して納付した保険料があるので、未納とされている期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が行った国民年金の加入手続とは別に、申立期間の直前である昭和 35 年 11 月ごろ、別の区に居住していたその母親が、申立人の国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を納付してくれていたことを聞いたと述べているが、申立人自身は、その加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その加入手続等を行ったとする申立人の母親も既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人は、上記手続とは別に、申立人自身も、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付し、それぞれ国民年金に二重加入して、保険料を二重に納付したと述べているが、たとえ、当時その母親による国民年金

の加入手続と申立人自身による加入手続が、別々に行われていたとしても、当該期間中は転居もなく、同一市区町村で同一人について別の国民年金手帳記号番号が払い出されることは考えにくい。確かに申立人には、別の市町村で二つの手帳記号番号が払い出されていることから、二重に加入手続を行っていることが確認できるものの、その手帳記号番号は、一つは昭和 36 年 2 月、もう一つは 40 年 8 月ごろに、それぞれ別の記号の番号で払い出されており、申立内容と合致しない。

さらに、15 年ほど前に、社会保険事務所から申立人に国民年金に二重加入して、国民年金保険料を二重納付している旨の手紙が送付されてきたと述べているが、申立人が、当委員会に提出した、平成 2 年 3 月 22 日付けの消印で社会保険事務所から送付されているその手紙からは、国民年金に二重加入している内容がうかがえるものの、保険料を二重に納付しているという事実まではうかがい知ることはできない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4030 (事案 2982 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年12月までの期間及び50年3月から54年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から46年12月まで
② 昭和50年3月から54年6月まで

私の国民年金加入手続については、時期は不明だが、母親が行ってくれた。申立期間①の国民年金保険料については、前回の審議終了後、母親から、「国民年金に加入した際、近所の人からの助言で、未納期間がなくなるように過去の保険料をまとめて納付した。」と聞いた。国民年金に加入後は、母親が保険料を納付してくれており、申立期間②の保険料のうち、いつまで母親が納付してくれていたか不明だが、私が結婚してしばらくの間まで、母親が納付してくれており、その後、自分で保険料を納付していた。

当初の判断後、申立期間に係る母親の記憶がよみがえったので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間に係る申立てについては、申立人は、前回の申立てにおいて、申立期間①に係る申立てについて、申立人が20歳のころ、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれ、申立期間②に係る申立てについて、結婚後に転出した先の住所地で、母親が納付を行ってくれたのではないかと主張している。

しかし、申立期間①については、申立人自身は、加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親からも証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることに加え、申立人の国民年金加入手続は、昭和47年8月ごろに申立人の

母親と妹と同時期に行われたと推認でき、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないこと、また、申立期間②については、申立人の母親からは証言を得ることができないことから、転出先での加入手続の状況は不明であることに加え、申立人の所持する国民年金手帳及び特殊台帳では、50年3月に国民年金強制被保険者の資格を喪失した後、54年7月に再び任意加入被保険者として資格を取得するまでの間、国民年金に加入していた形跡は見受けられないこと、及び申立人から提出された昭和54年度の納入通知書兼領収書の写しには、申立人が国民年金に任意加入した昭和54年7月からの保険料額は記載されているが、同年4月から6月までの保険料額は記載されていないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正は必要でないとする通知（平成21年12月9日付け）が行われている。

- 2 今回の再申立てにおいて、申立期間①について、申立人は、前回の審議終了後、母親の記憶がよみがえり、国民年金に加入した際、近所の人からの助言で、未納期間がなくなるように、過去の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いたとし、納付を認めてほしいと主張している。

しかし、当時における国民年金保険料の納付状況が、今回の申立てにおいても不明であり、そのことについて、今回、口頭意見陳述において、申立人の母親に聴取したものの、申立人の母親自身の保険料のほか、申立人の保険料も特例納付したとする記憶がないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる証言を得ることができず、また、申立期間②については、新しい主張はなされないなど、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4031

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 10 月から平成元年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から平成元年 2 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、市役所から通知が来たため、住所地を管轄する区役所で国民年金の加入手続を行ったのではないかと思う。

その後、元妻が、元妻と私の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う。

私は、以前、年金手帳を 2 冊持っていたため、年金番号の統合手続を行った。

その後、統合された年金番号が記載された年金手帳を紛失し、現在持っている年金手帳には、紛失した年金手帳の番号が統合された旨の記録が残っているが、紛失した年金手帳に、申立期間の国民年金保険料の納付記録があったのではないかと思うので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に関し、その元妻が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思うと述べているが、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその元妻とは、連絡が取れないとしているため、申立人の申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であることに加え、申立期間当時、申立人の保険料を一緒に納付していたとするその元妻も、申立期間は、未加入期間となっていたことが確認できる。

また、申立人は、年金番号の統合手続が行われた際に、紛失した年金手帳に記録されていたはずである申立期間の国民年金保険料の納付記録が消滅した可能性を指摘しているが、申立人が現在所持している年金手帳に記載され

ているとする基礎年金番号及び紛失した年金手帳の番号は、いずれも、厚生年金保険被保険者記号番号であったことが確認でき、この番号で国民年金保険料を納付することはできず、ほかに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4032

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、時期や場所は憶^{おぼ}えていないが、国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私が、郵便局又は銀行へ行き、納付書で、できるだけまとめて納付していたと思う。私は、国民年金に加入後、保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の被保険者資格を喪失させた記憶は無く、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、国民年金保険料をずっと納付しており、途中で国民年金の被保険者資格を喪失させた記憶は無いと主張しているが、申立人が国民年金に加入後、唯一発行され現在も所持しているとする年金手帳を見ると、申立人は、昭和 58 年 6 月に国民年金の被保険者資格を喪失した後、61 年 4 月に再び資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法及び納付金額について、はっきり憶^{おぼ}えていないと述べていることから、申立期間当時の保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年10月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月から6年3月まで

私は、20歳になった平成5年*月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、後日、自宅に送付されてきた納付書により金融機関で納付した。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年*月ごろに区役所で国民年金の加入手続を行った際に、年金手帳を交付されたと主張しているが、同手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金については、記号番号が記載されておらず、加入手続が行われた形跡が見当たらないことから、申立内容と一致しない。

また、申立人は、当該加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は、加入手続や保険料納付についての記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人は、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、国民年金保険料を納付できない期間であるが、申立人に対して年金手帳以外にも国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から7年3月まで

私は、母親から、私が20歳になった平成3年ごろ、母親が私の国民年金の加入手続きを行い、毎月9,000円ぐらいの国民年金保険料を納付していたと聞いている。母親は保険料の納付場所及び納付方法については憶えていないが、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成3年ごろに、その母親が申立人の国民年金の加入手続きを行い、毎月、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は加入手続き等に直接関与しておらず、加入手続き等を行ったとするその母親は、加入手続きを行った時期、年金手帳の交付及び保険料の納付場所等の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が厚生年金保険に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4035

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から平成 3 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 63 年は学生であったが、市役所から国民年金に加入するように案内が送られてきたので、私の母親が市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、届いた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 63 年は学生であったが、市役所から国民年金の加入案内が送られてきたと主張しているところ、当時、学生は国民年金の強制加入の対象外であり、任意加入していない学生に対して、市が加入勧奨の案内を送付することは考えにくい。

また、申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付を行ったと主張しているが、申立人自身は加入手続き等に直接関与しておらず、加入手続き等を行ったとするその母親は年金手帳の交付について記憶がない上、申立期間当時の保険料額及び納付時期についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が厚生年金保険及び共済組合に加入していた記録はあるものの、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私達が結婚した昭和 57 年 4 月から、夫が勤めていた会社で、自動的に国民年金の加入手続が行われ、夫の給料から、私の申立期間の国民年金保険料が天引きされていたと思う。

申立期間が未加入期間とされているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が結婚したころ、その夫が勤務していた会社が、国民年金の加入手続を行い、その夫の給与から国民年金保険料相当額を控除する方法により、申立人に代わり、申立期間の保険料を納付していたとしているが、申立期間当時、その夫が勤務していた会社では、その会社に勤務する従業員の被扶養配偶者につき、国民年金の加入手続を行うことも従業員の給与から保険料相当額を控除し、その被扶養配偶者に代わり、保険料を納付することも無かったとしており、申立期間において、国民年金の加入手続が行われ、申立人の申立期間の保険料が、納付されていたとは考えにくい。

また、申立人の最初の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 4 月ごろに払い出されており、申立期間に係る別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から同年11月まで

私は、昭和48年7月末に会社を辞めてから、2週間あるいは1か月後に、会社から証書が届いたので、その証書を持参し、区役所で国民年金の加入手続をしたと思う。その後、次の会社に入社するまでに、申立期間の国民年金保険料を、銀行又は郵便局でまとめて納付した。

私は、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続の時期は憶えているものの、その場所や加入方法等についての記憶は曖昧であり、加入手続後、国民年金手帳を受け取った記憶もなく、国民年金保険料の納付時期及び納付場所についてもはっきり憶えていないなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況については不明である。

また、申立人は、昭和48年7月末に会社を辞めてから遅くとも1か月後に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、63年8月に払い出されていることから、申立内容と合致しない上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の所持する年金手帳の「初めて国民年金の被保険者になった日」が、昭和48年7月31日とされていることから、同年同月より国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと述べているが、年金手帳の日付は、国民年金の加入時期及び保険料納付の有無に関係なく、強制加入期間の初日まで遡及することから、加入手続時期及び保険料の納付の始期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年6月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年6月から平成元年3月まで
私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、亡くなった母親が行ったはずである。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間の国民年金保険料について、申立人の父親及び妹からも、申立人の母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な証言を得られなかった。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡が見当たらないことに加え、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年11月から49年2月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から49年2月まで
② 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和45年10月の結婚を契機に会社を退職し、転居した。退職した会社から、退職後は国民年金に加入するように言われ、私の両親にも加入を勧められたことから、同年11月ごろ、転居先の市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、自宅に納付書が送られてきたので、3か月に1度、納付書により金融機関で納付していた。

その後、昭和60年5月の再婚を契機に転居した際も、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、3か月に1度、納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。

私は、短期間の国民年金保険料の未納又は未加入期間はあるが、1年以上も保険料を納付していない時期はないはずなので、申立期間が未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、当時居住していた市では、昭和49年4月から納付書制度を導入していることから、申立期間①当時、納付書により国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人は、当時の保険料額についての記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和49年3月に国民年金に任意加入していることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行ったと主張しているが、切替手続を行った場所及び時期についての記憶が曖昧であり、納付したとする国民年金保険料額及び納付場所についても記憶が曖昧であることから、保険料の納付状況が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 4040

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 2 月まで

私は、就職した昭和 62 年 4 月に、私又は母親が区役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、母親が区役所で納付書により弟の分も一緒に納付していた。毎年度 10 万円前後の保険料を納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、就職した昭和 62 年 4 月に、申立人又は母親が区役所で国民年金の加入手続を行い、母親が区役所で申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、加入手続を行ったとする申立人及びその母親は、当時の年金手帳の交付について記憶が無い上、申立人は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、申立期間の保険料の納付時期、納付方法等の記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 4 年 2 月に払い出されていることが確認でき、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を一緒に納付していたとするその弟の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されており、その弟も申立期間は未加入となっている。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和 36 年ごろ、市役所から国民年金に加入するようとの連絡があったので、市役所の窓口で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料は、市役所の窓口で、結婚するまで毎月納付し、国民年金手帳に領収印を押してもらっていた。

申立期間が、未加入で国民年金保険料を納付していないとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年ごろ、市役所から国民年金に加入するようとの連絡があったので、国民年金の加入手続を行い、市役所の窓口で、毎月国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が加入手続を行ったとする市には、被保険者を生年月日順に整理した索引簿が現存し、その中に申立人の氏名は記載されていない上、国民年金手帳記号番号払出簿においても、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間で、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が毎月納付したとする国民年金保険料の金額は、申立期間当時の保険料額と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 4042

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月までの期間及び 3 年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 12 月から平成元年 3 月まで
② 平成 3 年 5 月

私は、昭和 63 年 4 月に会社を退職し、その際に母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、納付金額及び納付時期については憶えていないが、母親が集金人に自分の分と一緒に納付していたはずであり、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、保険料の納付期間及び納付金額についての記憶が曖昧であることから、申立期間①及び②当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は申立期間①及び②直前の期間は厚生年金保険に加入しているが、厚生年金保険から国民年金への切替手続をした記憶は無いと述べている上、切替手続をしたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①及び②は、平成 22 年 2 月に厚生年金保険の記録が統合された際に、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①及び②当時は未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 48 年 8 月まで

私達夫婦は、昭和 39 年 1 月に飲食店を開業してしばらくしたころ、将来のことを考えて、同店に来た国民年金の集金人に依頼して夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、私達夫婦が、その集金人に二人分を一緒に納付して領収書を受け取ったことを憶えている。申立期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 39 年 1 月に飲食店を開業してしばらくしたころ、同店に来た国民年金の集金人に依頼して夫婦二人分の加入手続を行い、夫婦で同集金人に申立期間の国民年金保険料を納付して領収書を受け取ったと主張しているが、その夫婦は、加入手続の時期等について記憶が明確でないことから、国民年金の加入状況が不明である上、申立人が居住していた地域では、47 年 4 月に保険料の収納方法が印紙検認方式から納付書方式に変更され、領収書の発行が開始されていることが確認できることから、申立期間当初から領収書を受け取っていたとする申立人の主張と一致しないなど、保険料の納付状況についても不明である。

また、申立人夫婦は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、申立期間について申立人は未加入期間であることから、国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人は同一市内に居住しており、同一の行政機関が 100 か月以上の長期間にわたり記録管理を続けて誤ることは考え難

い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 6 月から 61 年 3 月まで

私は、時期は憶^{おぼ}えていないが、個人経営の事業所に勤務していたときに国民年金の加入手続を行った。昭和 43 年に結婚した後も強制加入から任意加入への切替^{おぼ}手続を行い、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの国民年金保険料はすべて納付していたはずである。私は、申立期間について国民年金の任意加入資格を喪失した憶^{おぼ}えは無く、還付金を受け取った記憶も無いので、当該期間が未加入で保険料を納付していないとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、国民年金の強制加入から任意加入への変更手続を行った後、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの国民年金保険料をすべて納付していたと主張しているが、申立期間について、納付時期や納付金額などは憶^{おぼ}えていないとしていることから、当時の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 60 年 6 月に国民年金の資格喪失を行っていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、昭和 60 年 6 月 26 日に国民年金の資格喪失を行った記憶は無いと主張しているが、オンライン記録によると同喪失により申立期間のうち同年 6 月及び同年 7 月の国民年金保険料が同年 7 月 19 日に還付決議され、申立人の夫の口座に保険料が還付されていることが確認できることから、当時、申立人は同年 6 月及び同年 7 月の保険料を納付したものの、その後、申立人の国民年金の任意加入資格喪失により申立期間が未加入期間にな

ったため、保険料が還付されたものとするのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとするとはできない。

神奈川県国民年金 事案 4045

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から51年3月までの期間及び54年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年11月から51年3月まで
② 昭和54年3月から同年7月まで

私は、20歳になったときは学生だったので、両親が私の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと思う。昭和54年3月に結婚した後は、私が区役所で国民年金に任意加入する手続を行い、年金手帳の交付を受け、納付書を使って金融機関で保険料を納付していたはずであり、申立期間①及び②が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、申立人の両親が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の両親から当時の証言も得られないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

2 申立期間②について、申立人は、昭和54年3月の結婚後に区役所で国民年金の加入手続を行い、年金手帳の交付を受け、金融機関で納付書を使って国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人は同年8月に国民年金に任意加入する手続を行ったことが確認でき、その時点では結婚前の強制加入期間は保険料をさかのぼって納付することが可能であったが、結婚後は任意加入期間であり、さかのぼって被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間で、保険料を納付することがで

きない期間である。

- 3 申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 8 月に払い出されており、申立期間①及び②において別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認め認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 26 日から 47 年 4 月 1 日まで
私は、昭和 44 年 11 月ごろから 47 年 3 月まで A 社に勤務していた。同社が厚生年金保険の適用事業所になった 45 年 4 月から 47 年 3 月まで厚生年金保険に継続して加入していたはずだが、厚生年金保険の記録では、申立期間の被保険者記録が欠落している。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社において厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 45 年 6 月 26 日以降も継続して 47 年 3 月まで勤務していたと主張しているが、複数の同僚から聴取したものの、申立人が申立期間において同社に勤務していたとする供述を得ることができなかった。

また、申立人が自身の少し前に退職したとする者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、申立人の資格喪失日の約 7 か月後の昭和 46 年 1 月 21 日となっている。

さらに、事業主は所在が不明であり、申立人に係る勤務状況を確認することができない上、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保管しておらず、退職時期に関する記憶も曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の後に勤務していた事業所が保管する申立人が記入した履歴書には A 社における勤務期間が記載されておらず、このほかに申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3574 (事案 1756 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年5月ごろから同年9月5日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A事務所(現在は、B事務所)の加入記録が無い旨の回答を得た。

申立期間に、Cにおいて継続して勤務しており、社会保険に加入していた記憶がある。A事務所の在籍証明における勤務期間が区分されていることに納得いかないので、再審査を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、B事務所から提出された昭和35年7月5日付けの履歴書、D登録票及び在籍期間証明により、申立期間に勤務していたことは認められる。しかし、これらの書類によると、申立人の勤務期間は、同年5月から同年7月までと同年7月6日から同年9月5日までの各2か月に区別されており、申立人は2か月雇用の職員であったことがうかがえる。このことについて、E機構では、「現在においても2か月雇用の職員については、厚生年金保険に加入していないので、当時についても同様な取扱いではなかったか。」と説明している。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において資格取得日が同年5月1日から同年9月5日までとなっている者の中には、申立人の名前は見当たらず、健康保険番号に欠番も無い。このほか、保険料控除に関する同僚の証言も得ることができず、保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年1月9日付けで年金記録の訂正は必要な

いとする通知が行われている。

また、申立人は、前回の再申立ての際に、新たな資料として申立人の戸籍謄本を提出したが、戸籍謄本では、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたかどうか確認することはできず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、当委員会の決定に基づき平成 21 年 12 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料等を提出することはなく、「申立期間について昭和 35 年 5 月から 9 月 5 日まで勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。」との従来の上訴を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年4月1日から同年10月10日まで
② 昭和30年10月10日から31年10月10日まで
③ 平成2年6月1日から3年11月1日まで

私がA社に勤務していたのは申立期間①であったのに、オンライン記録では、昭和31年7月3日から同年10月9日までの期間が同社での厚生年金保険の被保険者期間となっている。

また、B社には、昭和30年10月10日から勤務していたのに、31年10月10日が厚生年金保険被保険者資格の取得日となっている上、申立期間②のうちの一部期間がA社での被保険者期間となっている。

さらに、申立期間③においてC社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

実際は、申立期間①から③までについて、申立てに係る事業所に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていた。

厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所になったのは、昭和30年6月1日と記載されている。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所になったと同時に厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、申立人について、いずれも覚えていないとしている。

さらに、昭和31年2月1日にA社で厚生年金保険被保険者となっている同僚は、「申立人の入社時期は、自分が入社した3、4か月後であっ

た。」と供述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に整理番号の欠番は無い上、厚生年金手帳記号番号払出簿において、申立人は、同社で昭和31年7月3日に厚生年金保険被保険者番号を払い出されていることが確認できる。

このほか、A社は既に解散し、事業主も連絡先が不明であり、照会を行うことができない。

申立期間②について、B社で厚生年金保険被保険者となっている複数の同僚は、「申立人が勤務していたのは当該期間より後の時期である。」と述べており、当該期間において、申立人が同社に勤務していたと供述をしている者はいない。

また、申立人は、「私がB社に入社して2、3か月後に妹が入社した。」と供述しているところ、当該妹は「D社を昭和31年3月に退職し、半年程度経過した後、兄の勧めでB社に入社した。」と供述している。

さらに、申立人は、A社からB社に転職した際、勤務期間の切れ間は無かったと供述しているところ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は昭和31年10月9日、B社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年10月10日であることが確認できる。

加えて、A社及びB社を管轄する社会保険事務所（当時）は異なっており、それぞれの事業主から、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届及び取得届が提出された際、それぞれの社会保険事務所が、いずれも誤って記録するとは考え難く、社会保険事務所の記録どおりの届出がなされたものとするのが自然である。

申立期間③について、申立人はC社F工場に事務職として勤務していたと供述しているところ、同社と合併したE社の回答、当時の工場長及び複数の同僚の供述から、申立人は当該期間においてC社F工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記の工場長は、当該期間において、申立人が厚生年金保険被保険者であったか否かは不明と供述しているほか、アルバイト等の臨時雇用の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

また、申立人の当該期間での雇用保険の加入記録は無い上、申立人は、平成2年6月1日から5年7月2日までの期間、G市の国民健康保険の被保険者となっている。

さらに、申立人の妻は、当該期間においては国民年金の保険料納付済期間となっているが、直前の平成2年5月までは国民年金の第3号被保険者期間となっていることから、当該期間については、被扶養者ではないため、国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年5月11日から27年2月1日まで
私の年金の記録を確認したところ、昭和25年5月11日から28年3月30日まで勤務していたA社の厚生年金保険の被保険者期間が27年2月1日からとなっている。同社が発行した在職証明書により、25年5月11日から28年3月30日まで在職していたことが分かるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する人事調書及び在籍証明書により、申立人は昭和25年5月11日から28年3月30日まで同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A社において、昭和26年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、自分が就職したのは25年5月ごろで、厚生年金保険の被保険者資格取得日とは異なっていると思うと述べている上、申立人が就職した時には、既に在籍していたとする同僚の資格取得日は、申立人が就職した日より後の26年2月1日であることが確認できることから、同社では、従業員が入社後、一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測され、申立人も、同様の扱いをされたものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳記号番号払出簿では、申立人の資格取得日は昭和27年2月1日となっており、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、資格取得日は同日と記載されていることが確認できる。

さらに、事業主に照会をしたところ、「当時の資料を保管していな

い。」との回答であり、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月 26 日から 46 年 8 月 26 日まで
私は、昭和 37 年 10 月 26 日から 46 年 8 月 25 日までの期間、A社に正社員として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の加入記録では、当該期間について厚生年金保険被保険者期間となっていない。

厚生年金保険料控除を確認できる資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時のA社の代表取締役の供述により、申立人は申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、オンライン記録では、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるところ、当該代表取締役は、同社は厚生年金保険の適用に係る届出をしていないと供述している。

また、申立人は、事業主の氏名以外、当時の同僚等についても記憶が無いとしていることから、同僚に厚生年金保険料の控除等について照会を行うことができず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月から35年8月14日まで

私は、A社に昭和33年4月から35年11月28日までB職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚4人及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から住所が判明した同僚4人の合計8人に照会したところ、その全員から回答があり、そのうち複数の同僚が申立人は昭和33年ごろに入社したとしていることから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚がA社では入社後すぐには厚生年金保険に加入させない取扱いがあったとしているところ、上記8人のうち申立人と同じ職種で自身の入社時期を記憶している5人は、その記憶する入社時期の6か月後から5年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している。

また、上記のうち1名は、自身の厚生年金保険の被保険者資格取得前の期間については厚生年金保険料の控除は無かった旨を述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 2 日まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日まで

私は、中学卒業後、申立期間①の昭和 30 年 4 月 1 日から同年 9 月 2 日までは、A社に勤務していた。

申立期間②の昭和 33 年 4 月 1 日から同年 9 月 10 日までは、B社に勤務していた。

申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、これらの期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社の事業主及び業務内容を記憶しており、その内容は、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載と一致している。

しかしながら、昭和 30 年 4 月にA社に入社したとする同僚は、申立人のことを記憶していないと供述しており、このほか、申立期間①当時に同社の厚生年金保険被保険者であった 10 名については、いずれも連絡先が不明であるため、申立人が当該期間において同社に勤務していたことを確認できる具体的な証言を得ることはできなかった。

また、上記の同僚によると、「私が入社したのは昭和 30 年 4 月だが、厚生年金保険被保険者の資格取得日は同年 8 月 20 日であり、それまでの間に保険料が控除されていたかは覚えていない。」と供述しており、A社では、入社日から一定期間は、厚生年金保険に加入させなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、

当時の事業主の連絡先も不明であるため、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない上、申立人も、当該期間に勤務していたこと、及び厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

申立期間②について、申立人は、当時の工場の状況を具体的に供述しており、その内容が、複数の同僚の証言と一致することから、期間は特定できないものの、申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、複数の同僚について、その記憶する入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日を比較したところ、全員が入社日から6か月以上の期間を経て資格を取得しており、そのうちの一人は、「当時、数箇月間の試用期間があると聞いた記憶がある。」と供述している。

また、B社は、当時の資料等を保管しておらず、申立人も厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月ごろから同年 9 月 1 日まで
② 昭和 47 年 9 月 25 日から同年 11 月ごろまで

昭和 47 年 3 月ごろから同年 11 月ごろまで A 社に継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっている期間が、同年 9 月 1 日から同年 9 月 25 日までしかないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「自分は中途入社なので同時期に入社した同僚はいない。」と述べているが、申立人と同じ昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が複数確認でき、そのうち連絡の取れた同僚は、「自分は中途入社なので同時期に入社した同僚はいない。」と述べていることから、当時、A 社では一定時期にまとめて厚生年金保険への加入手続を行っていた状況がうかがわれる。

また、同僚が「従業員によって厚生年金保険に加入している者や加入していない者がいた。」と述べている。

さらに、申立人及び複数の同僚は当時の A 社の工場の従業員は 50 名ぐらいであったと述べているが、当該期間における同社の被保険者数は約 20 名であることがオンライン記録により確認できる。

加えて、A 社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書では申立人の資格取得日は昭和 47 年 9 月 1 日と記載されている。

申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失進達書では、申立人の資格喪失日は昭和 47 年 9 月 25 日と記載されており、これら

は申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人が当該期間においてA社に勤務していたとする供述を得ることができなかった。

さらに、A社は、申立人の申立期間①及び②に係る資料は無いと回答しており、このほかに、申立人の申立期間①及び②に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年から 19 年 1 月まで
② 昭和 19 年 1 月から同年 12 月まで

厚生年金保険の記録によると、A社及びB社に勤務していた期間の被保険者記録が無い。

A社ではC市D町の店舗でレジ係を担当した後、E店で勤務していた。その後、B社のF施設の開設に伴い転職した。同社に勤務していたころは空襲が激しく、自宅に帰れず会社で一晩過ごしたことを記憶している。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社で販売関係の仕事をしていたと述べているが、当該期間当時に施行されていた労働者年金保険法（昭和 16 年法律第 60 号）の適用範囲は男子筋肉労働者のみであり、女子が適用になったのは、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行された昭和 19 年 6 月 1 日以降のため、申立人は当該期間において厚生年金保険の被保険者になることはできない期間であった。

また、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 29 年 7 月 1 日であり、申立期間①当時は適用事業所でないことが確認できる。

申立期間②について、上記のとおり、厚生年金保険法（昭和 19 年法律第 21 号）が施行されたのは昭和 19 年 6 月 1 日であり、また、同日から同年 10 月 1 日までの期間については、厚生年金保険制度発足前の準備期間であることから厚生年金保険被保険者としては保険料の徴収は行われてい

ない期間である。

また、申立人は、B社に姉と一緒に勤務したとしているが、姉も同社での厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

さらに、申立人は勤務期間についての記憶が曖昧^{あいまい}な上、同僚の名前を覚えておらず、上記の姉も既に死亡していることから、申立人のB社における当該期間の勤務実態を確認できない。

加えて、B社の人事担当者は、同社のF施設が設立された時期については不明としている上、戦災などにより一部消失しているものの、開局時から保管されている人事記録があり、当該人事記録には、申立人及び姉の記録は確認できないとしている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の名前は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日まで
A事業所に勤務していた昭和 30 年秋ごろから 33 年 3 月 31 日までの期間のうち、31 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B省C局が提出した人事記録により、申立人は昭和 30 年 11 月 1 日から 33 年 8 月 31 日までA事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所は、昭和 31 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる。

また、D共済組合連合会によると、「申立人は、昭和 31 年 4 月 1 日から 33 年 8 月 31 日までD共済組合に加入し、退職時において当該加入期間を対象とした退職一時金を受給している。」と回答している。

さらに、B省C局が提出した人事記録において、申立人は昭和 30 年 11 月 1 日にA事業所に日雇契約の臨時職員として採用され、31 年 4 月 1 日に2か月契約の事務補助員を命じられている記載が確認できるが、このことについて同省同局は、「申立人は、31 年 4 月 1 日付けで事務補助員になったことで、D共済組合の組合員になった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 3583 (事案 1537 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 17 日から 29 年 7 月 5 日まで
前回の通知文書において、A社は昭和31年3月まで厚生年金保険の適用事業所であったことが記載されているが、私が採用されたとき、従業員は5人未満であった。また、添付した新聞報道では、社会保険庁(当時)は、1950年代(昭和25年から34年)までの手書きの旧台帳83万件をマイクロフィルム化又はコンピュータ入力を行わずに廃棄したとある。私の申立期間は新聞報道に該当しているので、再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した退職証明書から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが確認できるものの、当時、同社には試用期間があり、最初の1年ぐらいは厚生年金保険に加入できず、また、厚生年金保険に加入させてもらえない従業員もいたとの同僚の証言がある。

さらに、申立人は、厚生年金保険料の控除を確認できる資料を所持していない上、A社は昭和31年3月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に死亡していることから、保険料控除について確認することができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年11月19日付けで年金記録の訂正は必要ないとの通知が行われている。

当委員会の通知に対して、申立人は、自身が厚生年金保険に加入することでA社は適用事業所の適用要件を維持することができたと主張するが、上記被保険者名簿によると、申立人の申立期間において、常時15名以上の

被保険者がいることが確認できる。

また、申立人は、申立人の年金記録が「社会保険庁は、1950年代(昭和25年から34年)までの手書きの旧台帳83万件をマイクロフィルム化又はコンピュータ入力を行わずに廃棄した。」とする新聞報道に該当すると主張しているが、厚生年金保険被保険者台帳(マイクロフィルム化した旧台帳)には、申立人のA社を除く前後の事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 21 日から 45 年 2 月 1 日まで
社会保険庁(当時)の記録をみると、昭和 43 年 12 月 21 日から 45 年 2 月 1 日までの期間、厚生年金保険被保険者としての記録が抜けているが、私はその期間に、A社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社が社名変更し、B社として厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 45 年 2 月 1 日において被保険者資格を取得した複数の同僚は、「45 年 2 月 1 日より前の期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていなかった。当該期間については、厚生年金保険料を控除されることはなかった。」と述べている。

さらに、A社は既に解散しており、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 5 月 1 日から同年 11 月 17 日まで
厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、臨時的任用職員としてA学校に勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答をもらった。勤務を証明する人事異動通知書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事異動通知書及びB県教育委員会が発行した職歴証明書により、申立人が申立期間にA学校に臨時的任用職員として勤務していたことは認められる。

しかしながら、B県教育委員会によると、昭和 63 年 4 月の県教育委員会教育長通知「臨時的任用職員の社会保険の取扱いについて（通知）」に基づき、臨時的任用職員を厚生年金保険に加入させることとしたので、同年 4 月 1 日より前は加入させていなかったとしている。

また、申立人と同様に昭和 63 年 4 月 1 日以前から臨時的任用職員として公立学校で勤務していたとする者は「私は、昭和 63 年 4 月より前は国民年金に加入していたが、同年 4 月ごろ、厚生年金保険に加入させるという説明を受けた。その後給与から厚生年金保険料が控除されるようになり、給与の手取り額が少なくなったことを記憶している。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 3 日から 31 年 11 月 26 日まで
私は、昭和 30 年 10 月 3 日から 35 年 4 月 26 日に退職するまで A 社 B 工場に勤務していた。しかし、社会保険庁（当時）の記録では、30 年 10 月 3 日から 31 年 11 月 26 日までの期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人の記憶から、申立人が、申立期間において A 社 B 工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社 B 工場に申立人と同時期かそれ以前に入社したとされる同僚については、入社日から数箇月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している上、申立人と同期入社したとする同僚の資格取得日も、申立人と同日の昭和 31 年 11 月 26 日となっていることから、当該事業所では、従業員が入社後、一定期間を置いて厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと推測され、申立人も、同様の扱いをされたものと考えられる。

また、当時の幹部社員の 1 名は、「当該事業所では、入社と同時に厚生年金保険へは加入させていなかったと思う。加入させる前については保険料も控除していないはずだ。確実なことは分からないが、入社直後には試用期間があったと考えられる。」と証言している。

このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで
私は、大学卒業と同時にA社に入社した。同社には昭和 50 年 3 月末まで勤務し、間を空けることなくB社に転職した。現在のA社の代表取締役は当時の上司でもある。同社には正社員として入社し、C部門に配属となっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった昭和 49 年 10 月 1 日現在のグループ会社名簿及び同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社が保管する申立人が記載されている源泉徴収簿には、厚生年金保険料の控除欄は無く、申立人の給与の受領印と思われる印影が確認できる。

また、A社の担当者から「源泉徴収簿には所得税区分が丙と記載されていることから、申立人を含めここに記載されている者の雇用体系は日給制のアルバイトであり、厚生年金保険料の控除はされていなかったと思われる。」との供述を得ている。

さらに、A社の同僚は、「申立期間当時、A社には短期のアルバイトや嘱託の社員がいた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年11月ごろから26年4月ごろまで
私は、昭和22年にC学校を卒業後、D職の研修を受けてから、同年11月ごろA社（現在は、B社）に就職し、転職するために退職した。同社に私より後から就職したC学校の同期生である同僚は同社を退職した後、勤務した期間の脱退手当金を受け取ったと述べていた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のC学校の同期生である同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A社は、昭和27年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人のC学校同期の同僚は、「昭和25年ごろからA社に勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは27年8月1日からである。当時、厚生年金保険に加入したことが話題になったので記憶している。」と述べている上、申立人が一緒に勤務していたと名前を挙げている同僚の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は27年8月1日となっている。

さらに、昭和21年5月1日にA社に就職し、給与計算を担当していた者は、「A社設立時には厚生年金保険には加入しておらず、事務室の自分たちが27年8月1日付けで社会保険事務所（当時）に新規適用事業所の届出を提出した。それより前に厚生年金保険料の控除は無かった。」との供述をしている。

加えて、事業主に照会を行ったところ、「当時の資料を保管していない。」との回答であり、申立人の厚生年金保険料の控除に係る関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。